

そう、履きたくないんだね。
でも、ケガをしちゃうから、
靴を履こうね。



あなたが、ほんの少し変わるだけで、
わが子の人生は大きく変わるのです。

子育ては、楽しいけれど、大変なことも多い。

しかし、叩いたり、どなったりするのは、絶対にバツです。



わかっているけど、わからなくなったら。

お近くの子供家庭支援センター



LINE公式アカウント名
子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京



児童相談所
全国共通ダイヤル



1 8 9

※一部のIP電話は
つながりません。

4152(よいこに)電話相談
東京都児童相談センター

03-3366-4152

※通話料が
かかります。

平成31年4月「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行しました。

東京都子供への虐待の防止等に関する条例6条2項「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。」
同条例2条「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。」17号「子供の品位を傷つける罰 保護者が、しつこく、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を多める行為(当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。)であって、子供の利益に反するものをいう。」

